

社援発0331第48号
令和7年3月31日

都道府県知事
各 殿
市町村長

厚生労働省社会・援護局長
(公印省略)

「生活保護法による保護の基準」の一部改正について（通知）

今般、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）の一部を別添
のとおり改正し、令和7年4月1日から適用（一部は令和7年7月1日から適用）
することとしたので御了知の上、保護の実施に遺漏のないよう配意されたい。

○厚生労働省告示第百三十二号
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第八条第一項の規定に基づき、生活保護法による保護の基準（昭和三十八年厚生省告示第百五十八号）の一部を次の表のように改正し、令和七年四月一日から適用する。ただし、別表第1の第2章の2(3)及び(4)に係る改正規定は、同年七月一日から適用する。

令和七年三月三十一日

厚生労働大臣 福岡 資麿

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>別表第1 生活扶助基準 第1章 (略) 第2章 加算 1 (略) 2 障害者加算 (1)・(2) (略)</p> <p>(3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第1に定める程度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者（児童福祉法に規定する障害児入所施設、老人福祉法に規定する養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）第1条に規定する施設に入所している者を除く。）については、別に<u>16,100円</u>を算定するものとする。</p> <p>(4) (2)のアに該当する障害のある者であつて当該障害により日常生活の全てについて介護を必要とするものを、その者と同一世帯に属する者が介護する場合においては、別に<u>13,490円</u>を算定するものとする。この場合においては、(5)の規定は適用しないものとする。</p> <p>(5) 介護人をつけるための費用を要する場合においては、別に、<u>73,170円</u>の範囲内において必要な額を算定するものとする。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>別表第1 生活扶助基準 第1章 (略) 第2章 加算 1 (略) 2 障害者加算 (1)・(2) (略)</p> <p>(3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第1に定める程度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者（児童福祉法に規定する障害児入所施設、老人福祉法に規定する養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）第1条に規定する施設に入所している者を除く。）については、別に<u>15,690円</u>を算定するものとする。</p> <p>(4) (2)のアに該当する障害のある者であつて当該障害により日常生活の全てについて介護を必要とするものを、その者と同一世帯に属する者が介護する場合においては、別に<u>13,150円</u>を算定するものとする。この場合においては、(5)の規定は適用しないものとする。</p> <p>(5) 介護人をつけるための費用を要する場合においては、別に、<u>71,200円</u>の範囲内において必要な額を算定するものとする。</p> <p>3・4 (略)</p>

- 5 放射線障害者加算
放射線障害者加算は、次に掲げる者について行い、その額は、(1)に該当する者にあつては月額46,760円、(2)に該当する者にあつては月額23,380円とする。
(1)・(2) (略)
6～9 (略)

第3章 (略)

別表第2 教育扶助基準

学校別	次に掲げる学校	次に掲げる学校
区分	一 小学校 二 義務教育学校の前期課程 三 特別支援学校の小学部	一 中学校 二 義務教育学校の後期課程 三 中等教育学校の前期課程 (保護の実施機関が就学を認めた場合に限る。) 四 特別支援学校の中学部
基準額 (月額)	3,400円	5,300円
(略)	(略)	(略)
学習支援費 (年間上限額)	16,400円以内	(略)

別表第3 住宅扶助基準

1 基準額

区分	家賃、間代、地代等の額 (月額)	補修費等住宅維持費の額 (年額)
1 1級地及び2級地	(略)	(略)
3 3級地	(略)	135,000円以内

2 (略)

別表第4・別表第5 (略)

別表第6 出産扶助基準

1 基準額

区分	基準額
出産に関する費用	318,000円以内

2 (略)

- 3 衛生材料費を必要とする場合は、6,200円の範囲内の額を基準額に加算する。

- 5 放射線障害者加算
放射線障害者加算は、次に掲げる者について行い、その額は、(1)に該当する者にあつては月額45,760円、(2)に該当する者にあつては月額22,880円とする。
(1)・(2) (略)
6～9 (略)

第3章 (略)

別表第2 教育扶助基準

学校別	次に掲げる学校	次に掲げる学校
区分	一 小学校 二 義務教育学校の前期課程 三 特別支援学校の小学部	一 中学校 二 義務教育学校の後期課程 三 中等教育学校の前期課程 (保護の実施機関が就学を認めた場合に限る。) 四 特別支援学校の中学部
基準額 (月額)	2,600円	5,100円
(略)	(略)	(略)
学習支援費 (年間上限額)	16,000円以内	(略)

別表第3 住宅扶助基準

1 基準額

区分	家賃、間代、地代等の額 (月額)	補修費等住宅維持費の額 (年額)
1 1級地及び2級地	(略)	(略)
3 3級地	(略)	130,000円以内

2 (略)

別表第4・別表第5 (略)

別表第6 出産扶助基準

1 基準額

区分	基準額
出産に関する費用	311,000円以内

2 (略)

- 3 衛生材料費を必要とする場合は、6,100円の範囲内の額を基準額に加算する。

別表第7 生業扶助基準

1 基準額

区	分	基準額
(略)	(略)	(略)
技能修得費	技能修得費 (高等学校等就学費を除く。)	90,000円以内
		7,300円
	高等学校等就学費	基本額(月額)
		(略)
	学習支援費 (年間上限額)	101,000円以内
(略)		(略)

2・3 (略)

別表第8 葬祭扶助基準

1 基準額

級地別	基準額	
	大	小
1級地及び2級地	219,000円以内	175,200円以内
	191,600円以内	153,300円以内
3級地		

2 (略)

3 葬祭に要する費用の額が基準額を超える場合であつて、自動車の料金その他死体の運搬に要する費用の額が次に掲げる額を超えるときは、28,460円から次に掲げる額を控除した額の範囲内において当該超える額を基準額に加算する。

級地別	金額
1級地及び2級地	19,220円
3級地	16,820円

別表第9 (略)

別表第7 生業扶助基準

1 基準額

区	分	基準額
(略)	(略)	(略)
技能修得費	技能修得費 (高等学校等就学費を除く。)	89,000円以内
		5,300円
	高等学校等就学費	基本額(月額)
		(略)
	学習支援費 (年間上限額)	84,600円以内
(略)		(略)

2・3 (略)

別表第8 葬祭扶助基準

1 基準額

級地別	基準額	
	大	小
1級地及び2級地	215,000円以内	172,000円以内
	188,100円以内	150,500円以内
3級地		

2 (略)

3 葬祭に要する費用の額が基準額を超える場合であつて、自動車の料金その他死体の運搬に要する費用の額が次に掲げる額を超えるときは、23,060円から次に掲げる額を控除した額の範囲内において当該超える額を基準額に加算する。

級地別	金額
1級地及び2級地	15,580円
3級地	13,630円

別表第9 (略)